

東海 の 古 代

第188号 2016年04月

会長：竹内 強

副会長・発行：林 伸禧

編集：石田敬一

投稿先アドレス：furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

『新唐書』に記載されている 「邪古・婆邪・多尼」の位置

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

『新唐書』列伝第145 東夷・日本伝の末行に
東海嶼中野人 又有 邪古・婆邪・多尼三小王
北距新羅 西北百濟 西南直越州
有絲絮 怪珍云

と記述されている。

これらの邪古・婆邪・多尼（以下「3国」という）の位置を考察したところ、次のように判明したので報告する。

2 文献

3国に関する記事は、この『新唐書』を始め、『唐会要』、『冊府元龜』にあり、3国とその隣国である百濟、新羅、越州との関係を整理すると表1のとおりである。

表1 「邪古・婆邪・多尼」の位置

文 献	大 海	百 濟	新 羅	越 州	備 考
新唐書	—	西北百濟	北距新羅	西南直越州	有絲絮 怪珍云
唐会要	北限大海	西北接百濟	正北抵新羅	南與越州相接	頗有絲綿 出瑪瑙 有黃白二色 其琥珀好者 云海湧出
冊府元龜	北限大海	西北接百濟	正北抵新羅	西南與越州相值	—

※ 越州：浙江省（上海の直南）

隋代589年（開皇9年）に隋朝が陳朝を平定し東揚州を呉州と改め、さらに605年（大業元年）に越州とされた。607年（大業3年）、郡制施行に伴い越州は会稽郡と改称され下部に4県を管轄した。

（[https://ja.wikipedia.org/wiki/越州_\(浙江省\)](https://ja.wikipedia.org/wiki/越州_(浙江省))）

3 位置

3国の位置は、次の3点に集約できる。

- ① 「百済を西北、新羅を北」とし、また、百済・新羅は互いに国境を接していることから、朝鮮半島の南に近い位置である。
- ② 中国越州（浙江省）から東北、つまり3国から西南に位置する。
- ③ 北は大海を限りとすることから、3国は海上にあると考えられる。

以上から、「五島列島」と思われる。

（図1参照）

4 注釈書の解釈

注釈書での現代語訳は、表2のとおりである。

- ① 東洋文庫の『東アジア民族史』2（以下、東洋文庫版という）では、3国を「屋久島・種子島等」としているが、『唐会要・冊府元龜』では、「北限大海」としており、もし、3国を「屋久島・種子島等」とすると、北には九州

があるので、「北限大海」の記事に抵触する。また、「屋久島・種子島等」は、越州のほぼ東にあたるので越州の東北とする記事に合致しない。

故に、「屋久島・種子島等」ではないと思われる。

- ② 『訳注 中国正史日本伝』も東洋文庫版と同様の解釈である。

- ③ 講談社学術文庫『倭国伝』では、日本国の位置を「北は新羅^{しんら}」として九州島に想定しているが、『新唐書』日本伝の冒頭には、

日本 古倭奴也 去京師萬四千里 直新羅東南在 海中 島而居

と記述され、日本は新羅の東南に位置している。

また、九州島から百済は西北西に位置し、さらに、『唐会要・冊府元龜』での「北限大海」に該当しないので、九州島ではありえない。

表2 『新唐書』日本伝末行掲載3王国についての現代語訳

注 釈 書	現 代 語 訳
訳注 中国正史日本伝	その東海の嶼の中に、また邪古（邪久・掖玖）・波邪（隼）・多尼（多嶺・多祢）の三小王がある。 北は新羅を距て、西北は百済、西南は越州に直る。絲絮・怪珍があるという。 (61頁)
東洋文庫 東アジア民族史 2	〔日本の〕東の海の嶼の中に、また邪古（屋久島）・披邪（不詳）・多尼（種子島）の三〔人の〕小〔国の〕王がいる。 〔そこから〕北は新羅に距り、西北は百済に、西南は直ちに越州〔にいたる〕。 〔そこには〕糸絮（糸とわた）や怪珍〔なもの〕があるという。 (397頁)
講談社学術文庫 倭国伝	日本国の東海の島々の中には、邪古・波邪・多尼の三つの小国の王がいる。 日本国の周囲は北は新羅と海をへだて、西北は百済と海をはさんで向かいあい、西南は越州の方角にあたる。 日本には絹糸や綿を産し、めずらしい物があるということである。 (274頁)

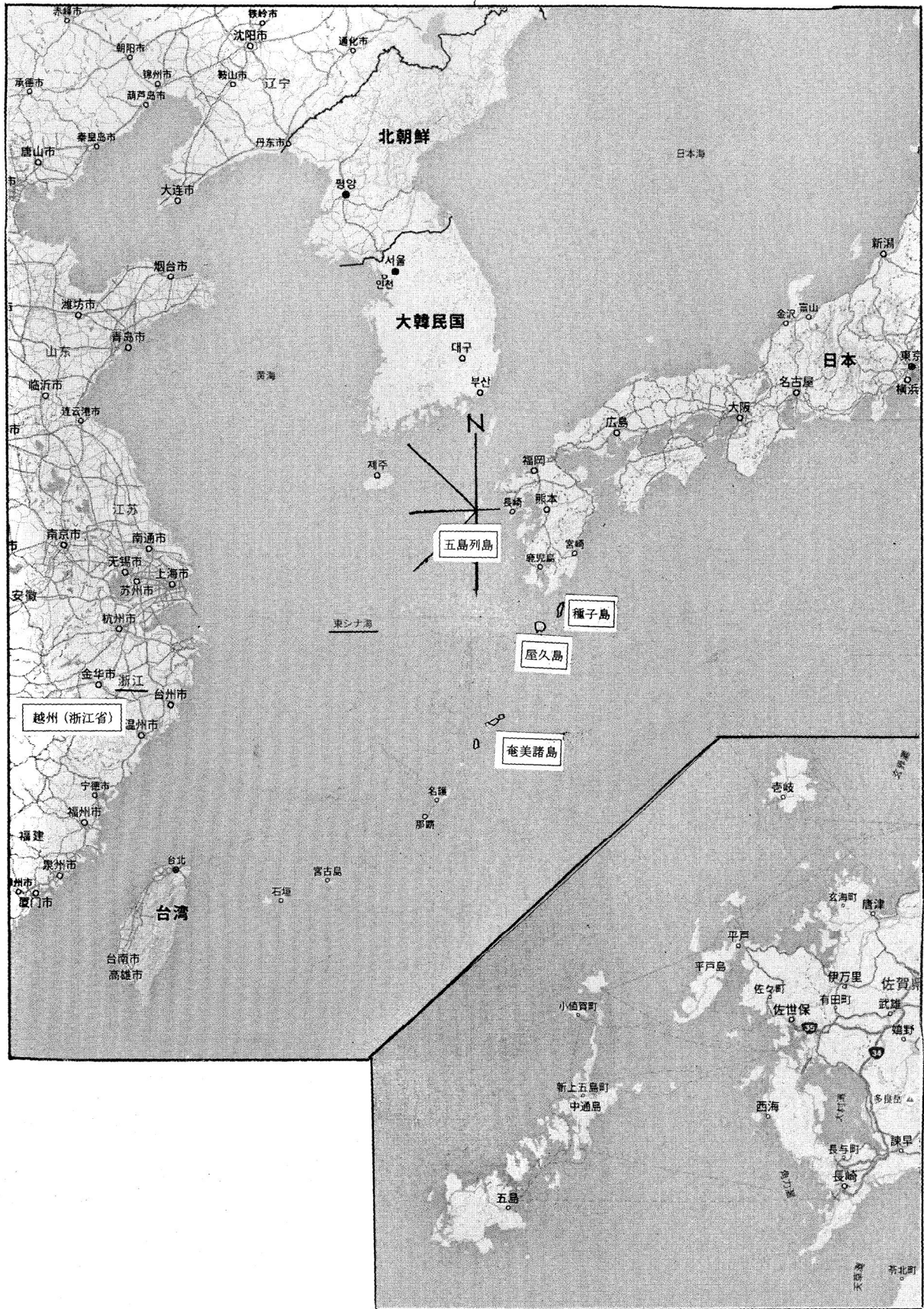
※1 『訳注中国正史日本伝』：石原道博、国書刊行会、昭和50年7月

2 東洋文庫『東アジア民族史』2：井上秀雄他訳注者、平凡社、昭和51年1月

3 講談社学術文庫『倭国伝』：藤堂明保他全訳注、講談社、2010年9月

図 1

東シナ海周辺地図



天氏、尾張氏の時代（8）

名古屋市 加藤勝美

2.1 尾張氏の本拠

もしも、名古屋東北部に聳える東谷山が、天香具山であり、そこから西南部に広がる濃尾平野が高天原だったとすれば、どうということになるだろう。

当然高天原の本拠、すなわち天氏一族の本拠は東谷山から北側の高座山^{たかくらやま}を結ぶ線の西南部一帯ということになる。

図-1 東谷山西方一帯



地図（図-1）を掲げるので、もう少し具体的にいうと、北側の東神明町、東側の高蔵寺町、南側の中志談味にかけての一帯が本拠となる。西方はどこまでか想像がつかない。というのも、私は天族は海部族のことと考えている。海部族は、庄内川を船で往来して、春日井市から守山区にかけての一帯を本拠としていただろう、と考えている。が、庄内川周辺にも勢力を保持していた可能性がある。すなわち、西南部方面にどこまで勢力を拡大させていたか、見当がつきにくいのである。

春日井市はHPで次のように記している。

「本市が位置する地域は、庄内川に沿って発達したもので、石器その他の出土品により、先史時代から人々が居住していたと思われます。市内には、二子山古墳、高御堂古墳など多くの古墳が残存し、内津、神屋、明知、御手洗など日本武尊にゆかりの地名、伝説も多く、大和王

権の文化がこの地におよんでいたことをうかがわせます。」

だが、「海部族は、春日井市から守山区にかけての一帯を本拠としていた。すなわちそこが高天原だった」という結論は、『古事記』や『日本書紀』が記す高天原の様子から推定してたどりついたものである（前回参照）。実際にそこが妥当か否かは検討を要する。

図-2 尾張氏本拠候補地



しかし、一方では尾張氏の本拠は、名古屋市熱田区の熱田神宮周辺、一宮市の真清田神社周辺、小牧市南部の小針地区にある尾張神社周辺等々の見方が有力視されている。これらの神社は、すべて尾張氏の高祖というべき天火明命を祭神とする神社を抱えている。それと今回呈示した東谷山山頂の尾張戸神社も天火明命を祭神としている。これら四地点を地図上に落として見ると図-2の通りである。

東谷山麓を除くこれら三地点をざっと検証してみよう。

第一、熱田神宮周辺

ここは日本武尊^{やまとたけるのみこと}がその妃の宮簀媛命^{みやすひめのみこと}に預けた草薙劍^{くさなぎのつるぎ}を奉納されたと伝えられる、熱田神宮の在り地である。近くに東海地方最大の前方後円墳断夫山古墳があり、ために、尾張氏の本拠として最有力視されている。

だが、天火明は神武よりさらに古い。神武の祖父に当たる世代の人物であり、日本武尊とは全く時代が合わない。熱田神宮より南に下った大高の火上山^{ひかみあねこじんじや}に近接する氷上姉子神社も注目さ

れるが、あくまで宮簀媛命にまつわる土地であり、時代が全く合わないことに変わりがない。

むしろ注目しなければならないのは、熱田神宮境内に天火明命が祀られている孫若御子神社ひこわかみこじんじやの存在である。

第二、真清田神社周辺

この神社は熱田神宮と並んで延喜式神名帳に「名神大社」として列せられている。当時の名は真墨田神社。大きな川原がある大河川木曾川から近く、天川原たり得、高天原の有力な資格を備えているといえる。

当地の難点は、天香具山に相当する山が近くに見あたらない点だ。加えて尾張国一宮として遇されてきたという点も引っかかる。一宮は、大和朝廷側から見た格付けであり、尾張国ができてからの話になる。神武以前の高天原とはやはり格段に新しいといわなければならない。

第三、尾張神社周辺

ここは、小牧市小牧空港のすぐ北側になる小針地区。尾張神社の説明碑に従えば、尾張は小針が源で、尾張名称発祥の地だという。重要な碑文だと思うので、ここに全文を掲げておこう。

「尾張名称発祥之地」碑

小針は、尾張名称発祥の地と言い伝えられている。江戸時代に尾張藩が編纂した『尾張符誌』によれば、小針村は、古くは尾張村であって、尾張の名称はこの地から起こったとしている。

『尾張志』によれば、小針は、古代には「小治田」、「小墾」、「尾治」とも書いたという。小針の中心に「尾張神社」があるが、この周辺には、古墳時代を中心とする遺物散布地が濃密に分布していて、小針には、早くから大規模な集落が営まれていたと考えられる。また、かつて土器田・鏡田・一色畑・政所などの地名が存在しており、古代社会の存在を物語るものと言われている。

「尾張名称発祥之地」の石柱碑は、昭和十五年十一月に北里村青年団の献金によって建立されたものである。

平成十五年八月

小牧市教育委員会

このように、小針が尾張名称発祥の地、というのは現代の学者の推定ではなく、古来から伝えられていることを示している。

この種の主張は、白鳥伝説に基づく日本武尊の墓と同じで、「おらが国さ」の宣伝として一蹴し去ることも可能である。それはあちこちに同種の主張が存在する場合に有功な批判。が、「小針は、古代には「小治田」、「小墾」、「尾治」とも書いたという。」という形で、具体的に尾張名称発祥を主張できる土地が他にあるであろうか。ないとすれば、小針地区に伝えられてきた伝承をむげに一蹴しづらい。少なくとも、安易に否定しすぎることは出来まい。

尾張神社の存在する小牧市小針地区は、東谷山の麓と並んで尾張氏発祥の最有力な地区と考えざるを得ない。

難点を挙げれば、小針地区は「尾張名称発祥の地」であっても、即その本拠と断定可能か否かという疑点が存在する点である。天火明の時代は尾張氏の時代ではなく、天氏すなわち海部族の時代である。小針が尾張だからといって、そこが海部族の本拠と単純に結びつけてしまっているのかという問題なのである。

こうなると、文献上から追うばかりでなく、考古学的な観点からの検証も加える必要が生じてくる。

最後に、尾張戸神社を含めて尾張関係古社の4社をすべて私は実訪しているので、その本殿写真を紹介しておこう。

おわりべじんじや
尾張戸神社



ひこわかみこじんじゃ
孫若御子神社



ますみだじんじゃ
真清田神社



おわりじんじゃ
尾張神社



2.2 前方後円墳をめぐって

尾張地方の前方後円墳を扱うに先立って、どうしても明らかにしておかなければならないことがある。絶対年代である。

ここで詳細を論ずるわけにはいかないが、持統朝以前のわが国は1年を2年とする、いわゆる二倍年暦を採用していたことが確実視される。

詳細は「古代史の再検討」で論じてあるので、興味のある人はそちらによらねたい。

その結果を関係部分に即してざっと紹介すると、次のようになる。

- ① 神武天皇は四世紀半ば前後の人物である。
- ② したがって、天火明は四世紀前半の人物ということになる。
- ③ 日本武尊は六世紀初頭前後の人物である。すなわち、景行天皇の御世は六世紀初頭ということになる。
- ④ 日本武尊の妃の宮簀媛命の父は乎止與命おとよのみことだが、彼は尾張氏の十一代目に当たっている。すなわち景行天皇と同世代で、その活躍は六世紀初頭ということになる。

以上の事柄を念頭に入れていただいたうえで、本論に入ろう。

まず、尾張国に存在する大古墳（前方後円墳）の一覧を作成してみたので、ご覧願いたい。

番号	名称	全長 m	前方 幅 m	後円 径 m	墳丘 高 m	墳形	築造時期	所在地
1	断夫山古墳	151	116	80	16	前方後円墳	6世紀初め	名古屋市熱田区旗屋町
2	白鳥古墳	70	55	45	7	前方後円墳	6世紀初め	名古屋市熱田区白鳥町
3	大須二子山古墳	138	40	72	10	前方後円墳	6世紀前半	名古屋市中区門前町
4	味美二子山古墳	116	65	48	8	前方後円墳	6世紀前半	愛知県春日井市二子町
5	青塚古墳	123	62	78	12	前方後円墳	4世紀後半～末	大山市大字栗田
6	白鳥塚古墳	115	40	75	15	前方後円墳	4世紀後半	名古屋市守山区上志段味
7	東の宮古墳	72	43	48×49	8	前方後方墳	4世紀初め	大山市丸山白山平(名鉄犬山温泉駅徒歩30分)

むろん、尾張最大級の古墳ばかりだが、これら大古墳は南北のグループにきれいに区分できる。すなわち、東の宮古墳、青塚古墳、白鳥塚古墳の東北部グループと、断夫山古墳、白鳥古墳、大須二子山古墳の南部グループの二つである。東北部の古墳は三つは三つとも、四世紀築

造とされる非常に古い古墳であり、南部のそれは三つが三つとも六世紀前半の築造とされている。両者の間には、ざっと150年以上もの差があるのである。

例外は、味美二子山古墳。地理的には東北部グループと南部グループのほぼ中間に位置するが、ここは南部グループと同様、六世紀前半の築造とされている。

以上の結果をどう考えるかだが、もしもこれら大古墳群の被葬者が尾張氏だと仮定すると、結論はひとつしかない。尾張氏の本拠は東北部にあったのであって、決して熱田神宮周辺部のような南部にあったのではない、この一点である。南部を本拠地と考えられてきたのが多数説とすれば、この結果は意外といわなければならない。

だが、数十年の差ならともかく、古墳の築造時期が150年以上も離れているとあっては、真実は覆いがたいと言わなければならない。

そして……。そう、重要なのは絶対年代である。

先に①から④で箇条書きしたように、天火明命は四世紀初頭から前半の人物である。そして東北部グループの東の宮古墳は四世紀初頭、白鳥塚古墳は四世紀後半の築造。ほぼぴったり合致していると考えてよからう。

他方、景行天皇、日本武尊、宮簀媛命、乎止與命等はすべて六世紀初頭前後の人物である。

そして南部グループの古墳群はすべて六世紀前半の築造なのである。

山があって広い川原があって鶏を飼っていた高天原の天一族。文献上から追っていったその有力な本拠地の候補は東谷山西南部一帯だった。それを復元実年代と大古墳築造期から追っていても、東谷山西南部一帯にたどりついた。私としては、この結論を容易に否定することができない。

ここで参考までに、7古墳の概要をとりまとめたので、紹介しておこう。

では、天一族、すなわち海部一族が大和に乗り込み、そこに橋頭堡を確保したと考えた時の古代史の大河と大和地域との関連はどうなのか。最終回として次回に論じたい。

「観世音寺」創建をめぐる その2

安城市 山田 裕

II 観世音寺の創建理由

『日本考古学第30号』所収の「鎮護国家の伽藍配置」（貞清世理・高倉洋彰、p43）によれば、次のとおり観世音寺の創建理由が記される。

律令体制下において大宰府は、地方官制でありながら、中央官制の八省をしのぐ最大の規模をもつ官庁であった。その大宰府は、九州（西海道）の内政機能、大宰府蕃客所を窓口とする中国・朝鮮との鴻臚館外交ともいべき外交機能、そして大野城・基肆城・水城などの朝鮮式山城と総称される防御施設に代表される軍事機能を有していた。これら政治・軍事・経済・社会などを統括した大宰府に対して、九州の僧統を管轄した観世音寺は宗教・文化の面において大宰府の機能を補完するとともに、仏法において鎮護国家の機能を担っていた。その権威は鎮護国家にとどまらず、「延喜式」に「凡大宰観音寺講読師者、預知管内諸国講読師所申之政」すなわち観世音寺の最高位者である講師・読師は寺内にとどまらず、九州（西海道）管内の国衙で宗教行政を掌った諸国の講師・読師を統括しており、さらに「安祥寺伽藍延喜資材帳」833（天長10）年の勅によって観世音寺講師兼筑前国講師となった恵運が「以爲九国二島之僧統」と述べているように、九州の仏教界そのものを統括するものであった。加えて、大宰府との関係から、慈悲の功德を連想させる寺名にもかかわらず、仏法による国家守護が大きな責務であった。

これに加えて、大宰府との関係から、観世音寺は慈悲の功德を連想させる寺名にもかかわらず、仏法による国家守護が大きな責務であったとしている。

III 観世音寺の完成時期

高倉氏は天平七（735）年に寺としての活動が可能の程度に、すなわち伽藍としての活動が

可能の程度に伽藍・付属の建物がかなり完成していたことがうかがわれると指摘している。

古田史学の会代表古賀達也氏は、『勝山記』所収年代記細注が記す「白鳳十年鎮西観音寺造」から「白鳳十年に観世音寺東院が造られた」と指摘しているが、その論旨には重要な問題が含まれていると思われるので詳しく検討を加えたい。^{*1}

1. 古賀達也説

当初、古賀氏は『二中歴』所収年代記細注が記す「白鳳元年（661）観世音寺が東院を造る」とあり、この細注は観世音寺の創建年代を記す信頼できる唯一の史料といってもよいと指摘した。（『古田史学会報』第49号、2002年4月1日、「法隆寺移築論の史料批判 一観世音寺移築説の限界一」）

その後、同会報第110号の「観世音寺・太宰府政庁Ⅱ期の創建年代」において、次のとおり述べられている。

- (1) 考古学的知見であるが、観世音寺創建瓦式は「老司Ⅰ式」とされるもので、藤原宮に先行し七世紀後半に編年されている。694年に創建された藤原宮よりも早いとされている。
- (2) 『二中歴』所収「年代歴」の九州年号「白鳳」の細注に「観世音寺東院造」という記事が見え、観世音寺が白鳳年間（661～683）に創建されたことがうかがえる。
- (3) 「観世音寺東院造」を「観世音寺を東院という人物が造営した」と理解しているが、…中略…さらに、同じく『二中歴』「年代記」の九州年号「倭京」の細注に、「二年難波天王寺聖徳建」という記事があるのだが、これは「難波天王寺を聖徳という人物が建てた」としか解せない。同一史料読解の基本ルールに従えば、観世音記事も同様に「観世音寺を東院という人物が造営した」と解するのが、文献史学の真っ当な方法である。

（注：「東院という人物」については故古田武彦氏のご教示があったとされている。）

(4) 同書の「白鳳十年」の項に「鎮西観音寺造」という記事がある。もちろん鎮西は九州のことだ。…中略…この「観音寺」は太宰府の観世音寺と解するほかはないだろう。

以上のように観世音寺創建は白鳳十年と特定して問題ないと指摘されている。その後、『日本帝皇年代記』が記す「天智天皇庚午十年 鎮西建立観音寺 建立禅林寺、俗當麻寺」の記事により、自説に自信を深められたと思われる。

2. 『日本帝皇年代記』とは

入来院家文書は、当初、朝河貫一（米国エール大学教授、近代日本が生んだ最大の国際的歴史家）の代表作『The Documents of Iriki』（入来院文書）（日英両文合冊、1929年、エール大学出版会・オックスフォード大学出版会発行）により見いだされ、その後、山口隼正氏と同僚が、それまで全く未紹介だった史料が現存していることを発見し、ようやく全文の詳細が明らかになった。

『「日本帝皇年代記」について』（入来院家所蔵未刊本年代記の紹介、山口隼正、長崎大学教育学部社会科学論叢、64PP.A-1A39、2004年3月26日）の論文によると、入来院家について次のように記されている。

入来院家とは、鎌倉中期に関東の相模国渋谷荘（神奈川県綾瀬市）から南九州の薩摩国入来院（鹿児島県薩摩郡入来院町）に地頭として下向した渋谷氏一族で、しだいに土着し、南九州において守護家島津家に次ぐ大族となり、入来院文書を残す。

本書の収録期間は、（神代）「天神七代」～「地神五代」～（人皇）「神武天皇」～「今上皇帝」である。ここで「今上皇帝」とは、その前代が「後奈良院」とあるので、正親町天皇（在位弘治三～天正十四1557～86）に当たる。本書『日本帝皇年代記』は、一往、この「今上皇帝」の時期に成立したといえよう。ただ、本書の記事は、その後書き継がれて「壬午十九」（寛永十

*1 『勝山記』

江戸時代に成立した甲斐国地誌「甲斐国志」編纂に際して付与されたもので、原本は無題。異名は『妙法寺記』で、『勝山記』系と『妙法寺記』系の写本が複数存在するため、現存しない共通祖本が存在したと考えられる。内容は上代の師安年間（564）から永禄六年（1563）まで複数人より書き継がれた記録である。

九年、1642) まで見え、さらに年次のみを表記だが、「丙戌三」(正保三年、1646) にまで及んでいる。

成立時期を考慮すると、入来院家文書の下敷きとなった第一次史料の存在がうかがわれるが、明らかになってはいないようである。

3. 「鎮西観音寺」とは

古賀氏が指摘するように「鎮西」は九州を指すことについて異論はないと思われる。

「観世音寺=観音寺」とする指摘についても、「観世音経」が「観音経」、「観世音菩薩」が「観音菩薩」とする用例は多々あり、古賀氏の指摘どおりと思われる。

また、延喜元年(901)太宰府に左遷された菅原道真が詠んだ詩「都府楼纔看色 観音寺 只聽鐘聲」の「都府楼」は、太宰府の「都府楼」を指し、「観音寺」が「観世音寺」であることは通説として定着している。

問題点は、『勝山記』が「鎮西観音寺造」と記すのに対し、『日本帝皇年代記』は、「鎮西観音寺建立」と記していることより、両書は下敷きとなった第一次史料が別系統である可能性がうかがえることである。

4. 「造」の解釈について

「造」の用例について、『日本書紀』から列挙する。

ア. 崇峻即位前紀(587)

平亂之後、於撰津国造四天王寺

イ. 推古元年(593)

是歳、始造四天王寺於難波荒陵

ウ. 推古十一年(603)

皇太子(中略)因以造蜂岡寺

エ. 大化三年(647)

大臣長子興志、先是在倭營造其寺

アについて、『上宮聖徳太子傳補闕記』(平安初期成立)・『聖徳太子傳歴』(平安中期成立)『四天王寺御手印縁起』(平安初期成立)・『聖徳太子傳古今目録抄』(鎌倉時代成立)・『顕真得業口決抄』(鎌倉時代成立)などの諸書は、最初、玉造の地に四天王寺を創建し、その後荒陵に移転したとしている。諸書が記す玉造の地は、大

阪城の南「鵲森宮」(通称森之宮神社)には比定されているが、寺地の痕跡は認められていない。たがって、「造」は「造営着手」と解釈するのが穏当であろう。なお、現四天王寺は、大阪市天王寺区にあり、「難波荒陵」の「難波」は疑問である点を指摘しておきたい。

イの「造」は結論から述べると「造営着手」と解釈すべきであろう。古賀氏は「洛中洛外日記」第1052話で、大阪歴博の学芸員が説明する「四天王寺創建瓦の軒丸瓦の編年が620年頃とする」返答を紹介し、『二中歴』年代記「倭京二年(619)難波天王寺聖徳建」細注と考古学編年と見事に一致するという見解を示した。

この見解を補強するのが『難波における古代寺院造営』(谷崎仁美、奈良女子大学研究成果レポジトリー p18)で、「素弁八葉蓮華文軒丸瓦 I a形式は、法隆寺若草伽藍の金堂の所要瓦の一つである4A形式と同範で、四天王寺のほうは範傷が進行していることから法隆寺から瓦範がもたらされたことが知られている。若草伽藍金堂の完成年代、瓦陶兼業窯である楠葉平野山瓦窯での土器年代観から、620年ごろが生産年代と考えられる。」と指摘している。以上より、古賀氏が指摘されるよう『二中歴』年代記の「倭京二年(619)難波天王寺聖徳建」細注の「造」は「造られた」と解釈できるが、他方、イの「造」は「造営着手」と解釈できると考えられる。

ウの蜂岡寺は、今の京都市北区平野神社付近に創建された北野廃寺に比定されている。

『日本の古代瓦』(森郁夫、雄山閣、p200)によれば、「宇治市隼上り瓦窯から出土した軒瓦から蘇我氏が営んだ大和豊浦寺と、山背北野廃寺の創建瓦との同範品を焼成した瓦窯であることが明らかになった。(後略)」としている。愛知県碧南市にある「かわら美術館」は、森郁夫氏が指摘した北野廃寺創建期の瓦とされる「単弁八葉蓮華文軒丸瓦」を桜の花のような花弁を持つことから「花組」と分別し、若草伽藍、定林寺、四天王寺に伝わり、時代区分は法興寺創建瓦の「素弁蓮華文軒丸瓦」より時代が下ると紹介している。また、「檀原付属博物館特別展図録」第五一冊では、「隼上り瓦窯跡で焼かれた須恵器は七世紀の第一四半期に年代づけら

れていることから、豊浦寺創建期の瓦もまた七世紀の第一四半期に生産されたと考えられる。」としている。以上の考古学的知見から、蜂岡寺は四天王寺とほぼ同時期に造営された可能性がうかがえる。古賀氏は、「四天王寺は620年に造られた。」とする見解を示している。とすると、「皇太子（中略）因以造蜂岡寺」の「造」も「造営着手」と解釈できると考えられる。

エの「其寺」とは、「蘇我倉山田石川麻呂発願の山田寺」とするのが通説である。同寺院の来歴は『上宮聖徳法王帝説』裏書2行目以降に「注に云く」として具体的な堂塔の建設次第が記されており、舒明13年（641）「始めて地を平す」、皇極2年（643）「金堂を建てる」、大化4年（648）「始めて僧住む」とあるので、伽藍が大化4年ごろにはほぼ完成していたと考えられる。

考古学的知見について、故納谷守幸氏は『明日香村文化財調査研究紀要』第4号（「軒丸瓦製作手法の変遷－飛鳥地域出土の7世紀前半代の資料を中心に」 p 8、明日香村教育委員会発行）で、次のように記す。

金堂所用の単弁八弁軒丸瓦と四重弧文軒丸瓦には、造営がはじまる舒明13年以降の年代を与えることができる。四重弧文軒丸瓦は、平瓦端部に粘土を補足して顎を作り出した後に文様を施文する段顎の軒平瓦で、坂田寺や木之元廃寺などでみられる普通の平瓦より厚く作ったものを使う直線顎の軒平瓦とは製作手法が異なる。この段顎の軒平瓦は、山田寺造営時にはじめて出現したと考えられる。（中略）単弁八弁軒丸瓦は、瓦当裏面との接合前に丸瓦の筒部先端を片ほぞ形に切り欠き、さらに縦方向の刻み目を入れた例が多い。瓦当裏面はなで調整する。（中略）山田寺式軒丸瓦が出現する640年代には、玉縁式丸瓦の製作手法に大きな変化が認められるのである。

文献・考古学的知見より、エの「造」は「造られた」と解釈できる。

四例という僅かな検証であるが、「造」の解釈については、「造営着手」と「造られた」とする二通りの解釈が可能と考えられる。

したがって、『二中歴』年代記細注の「観世音寺東院造」並びに『勝山紀』所収年代記細注の「白鳳十年観音寺造」が記す「造」について

も同様の見解が許されるであろう。

5. 『二中歴』「年代記」の表記ルール

同書年代記は、継体元年（517）～大化6年（700）まで一貫して、「年号」・「元年の干支」・「治年数」・「特記すべき事件」を表記ルールにしていたと私は理解している。

「特記すべき事件」とは仏教関係を除けば、『日本書紀』に全く記述がみられないので、九州王朝に関する重大な事件を細注に記したものと考えられる。

カ、教到年間「舞遊始」

王朝行事である舞楽を始めて制定。

キ、明要年間「文書始出来結繩刻木正畢」

王朝の命を従来の「結繩刻木」で実施していたのを廃止し、「文書」で実施。

ク、兄弟年間「此年老人死」

王朝分裂（兄弟年号が「兄弟」「葦和」に分裂）

（注）「東海の古代」178号所収の“『二中歴』年代歴の「兄弟・葦和」年号について”（林伸禧『南極老人』（石田敬一）の論考を参考にさせていただいた。

ケ、鏡当年間「新羅人来従筑紫至播磨焼之」

新羅人来寇により筑紫から播磨まで席卷され、王朝存亡の危機

コ、朱鳥年間「兵乱海賊始起又安居始行」

海賊による兵乱が始めて起こり、遊行僧を集め、兵乱鎮静化のため集団で読経

サ、朱鳥年間「仟陌町収始又方始」

大宰府政庁条坊整備のため千百町を収容し、条坊の一区画を始めて方形に定めた。

したがって、表記ルールから逸脱する「倭京二年難波天王寺聖徳建」の細注は、異例と考えられる。

6. 「観世音寺東院造」の「東院」とは

古賀氏は「東院造」について「東院なる人物が造られた」と解釈されているが、「東院という人物」について、具体的にその名を述べていない。おそらく九州王朝ナンバーワンあるいは同等の人物を想定しているのではないかと推測する。

私が理解する『二中歴』年代記の表記ルール

に従えば、「観世音寺東院造」も、主語は太宰府政庁（九州王朝）で「東院という人物」が主語とは考えられない。

創建当時の観世音寺の伽藍配置は「一塔・一金堂、西に金堂、東に塔」で一般に「観世音寺式伽藍配置」と呼ばれている。私の見解は「観世音寺東院」の「東院」とは人物ではなく、「一塔・一金堂・一講堂の伽藍」を指すと推測する。

根拠にもいたらない傍証ではあるが、伽藍を「東院」と呼称する用例に、香川県善通寺がある。同寺院は大同二年（807）に創建され、弘法大師誕生の地として知られているが、広大な寺院敷地内に立地する伽藍を現在でも「東院」と呼んでいる。また、観世音寺発掘調査によれば、昭和52年須恵器皿に「東院」の墨書、平成2年杯の外底部に「西院」の墨書があるのが報告された。これらの墨書土器は、「養老古絵図」にあるように、伽藍外の中門と南門との区画に立つ「東院」・「西院」で使用されたと考えられる。

ではなぜ、『二中歴』年代記の編纂者は、表記ルールに反して「倭京二年難波天王寺聖徳造」の細注を記したのであろうか。

『二中歴』年代記の「原本」は逸失しているため、確かなことは言えないが、写本段階で同細注が挿入された可能性がうかがえる。この可能性を裏書きするのが尊経閣善本影印集成『二中歴』の解説であり、次のとおり記す。

この種の編纂物に於いては、上記のような微証を以って成立や書写年次を特定することは困難であろう。結局、二中歴は、平安時代末期に成立した掌中歴以下の類書を土台として鎌倉時代初期に編纂され、尊経閣文庫古写本は同時代末期に書写されたが、その後室町時代にかけて数次書き継がれたとするのが穏当なところであろう。

すなわち、鎌倉時代末期に書写が開始され、その書写段階で書写者は『二中歴』年代記の基本ルールを失念し、聖徳太子の威光を偲ぶあまり、特別の思いを込めて「倭京二年難波天王寺聖徳造」を挿入したと推測する。

なお、古田武彦氏は、『市民の古代』第11集の講演録「九州年号一古文書の証言一」で、『二

中歴』は、堀河天皇（在位1086～1107年）の時代に成立したと指摘している。

7. 「老司Ⅰ式」の考古学的知見

古賀氏の指摘は、Ⅲの1で詳述したが、「老司式軒瓦」の概要について『日本の古代瓦』（森郁夫、雄山閣、p64～72）から認識を深めたい。

タ、九州を代表する古代軒瓦

「老司式」と「鴻臚館式」の二者で、いずれもその文様構成が畿内の軒瓦と近似しており、前者は大和本薬師寺や藤原宮との、後者は大官大寺・興福寺・大安寺との関連が指摘されている。

チ、「老司式」軒瓦

外区珠文帯、外縁凸鋸歯文の複弁蓮華文、軒丸瓦と上外区珠文・下外区凸鋸歯文の偏行唐草文軒丸瓦のセット。観世音寺で発掘された出土軒瓦の八割以上が老司Ⅰ式瓦（老司窯で焼成した初期の瓦）で占められ、この軒瓦は観世音寺用に創案されたものと考えられている。

ツ、「鴻臚館式」軒瓦

外区珠文帯の複弁蓮華文軒丸瓦と均整、唐草文軒平瓦のセット。老司式より時代は降るとされ、大宰府第Ⅱ期政庁域から鴻臚館Ⅰ式が中心に出土し、官衙域は鴻臚館Ⅰ式とともに老司Ⅱ式も出土している。

テ、九州地方の老司式軒瓦の分布

筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後薩摩の七か国に及んでいる。

ト、老司式軒丸瓦の瓦当文様の特徴

文様面は、大きく内区と外区に分かれる。内区の中央には突出した中房をおき、中房には蓮子を二重にめぐらす。中房に近接して一条の圏線がめぐり、その周囲に複弁八弁蓮華文を配置する。蓮弁の反転はさほど大きくなくない。外区は内縁と外縁の二つの文様帯に分かれ、内縁には珠文を、外縁には凸鋸歯文をめぐらす。文様全体の中では中房が大きく作られている。老司式軒丸瓦で典型的なものは老司窯の製品で、観世音寺で用いられた「老司一式」軒丸瓦である。

ナ、老司式軒平瓦の瓦当文様

文様面は内区と外区に分かれる。内区には偏行唐草文を配する。基本的には一条の主茎を文

様区中央に波状におき、主茎の上下、波の谷に反転する子葉を二葉ずつ一単位としておく。逆方向に反転する子葉は左に反転していくものであれば右端に、右に反転していく文様であれば左端に一単位をおかれるものである。

ニ、老司 I 式軒丸瓦の特徴

老司式軒丸瓦の特徴である偏行唐草文と近似性のある大和薬師寺や藤原宮出土の軒丸瓦との決定的な相違点は瓦当裏面の下半部周縁が堤状に高く作られている。これは特異な製作技法に影響されたものである。このような形を示すのは「一本作り技法（瓦当に丸瓦を接合する際に、丸瓦として二分割していない円筒を接合して、しかる後に不要の部分を那切り取る方法である）」によった場合が多いが、老司 I 式は「一本作り技法」によらない製作法にもかかわらず生じたものである。

又、老司 I 式の製作年代

製作年代に関して、「老司式・鴻臚館式軒丸瓦出現の背景」（岩永省三、九州大学総合研究博物館、2008年）の論文が興味深い。同論文は、小田富士雄氏によって設定された老司式・鴻臚館式のうち、最古式の老司 I 式・鴻臚館 I 式を中心にその祖型と成立年代を検討し、その出現の歴史的背景を考察するものである。

各氏の要点を下記に示す。

高倉洋彰氏は、老司 I 式が藤原宮に並行する7世紀末～8世紀初頭に遡る可能性を考え、さらに朱鳥元年（686）頃に主要伽藍の完成を考える立場から、老司 I 式の祖型は、藤原宮式と先後関係ではなく兄弟関係となり、年代がさらに遡る可能性を示した。

山崎信二氏は、一般的に軒丸外縁の凸鋸歯文は線鋸歯文より古く、軒平瓦外区に鋸歯文と珠文を配すものの方が珠文だけのものより古いことから、老司式が藤原宮の軒瓦のうち古い様相を持つものと共通点が多いとみなし、老司式の最初期のものが「藤原宮軒瓦のもっとも初期のものと同時期か、それよりも若干遡る可能性」があるとした。そして観世音寺の造立が朱鳥元年には開始されていたので、観世音寺出土の老司式の製作年代は680年代後半に遡ると考え、観世音寺の造瓦に携わった工人の一部が藤原宮の造瓦開始に伴って大和へ移動したと想定され

た。

小田富士雄氏は、7世紀末から観世音寺の完成した天平18年（746）までの幅を見込んだ。高倉説を厳しく批判し、肥後陣内廃寺所用の老司 I 垂式、鴻臚館式が道君首名の国守在任期間（713～718）から710年代となるので、老司 I 式は造営 I 期（686～701）になると示唆したが、その中での絞込みはしていない。

石松好雄氏は、老司 I 式については小田説を受けて7世紀末から8世紀初頭ないし「700年前後」とした。

高橋章氏は、「老司式瓦は694～720年の間に製作された可能性が高く、老司 I 式は造営督促（709）の詔が発せられるに至ったころには成立していた可能性が強い。」とした。

森郁夫氏は、老司式軒平瓦は偏行唐草文の特徴から本薬師寺式ではなく藤原宮式の系統に属すから、老司式の製作年代が本薬師寺に先行ないし並行することはありえず、本薬師寺～藤原宮の系譜から見れば、藤原宮造営時に偏行唐草文が採用された後に老司式が製作されたとし、藤原宮造営開始（692）以降、さらに絞って和銅二年（709）の督促令との関連を示唆した。

栗原和彦氏は、森氏に賛意を示し、観世音寺の本格的造営は和銅二年の督促令以後であり、老司 I 式を8世紀初頭以後とみた。

古賀氏の「白鳳十年（670）に観世音寺が造られた」とする説を仮に正しいとすれば、「老司 I 式軒瓦」の造瓦年代は670年以前に遡ると推測される。この指摘に最も近いのが、高倉氏や山崎氏による朱鳥元年（686）以前に造瓦年代が遡るとする指摘である。

しかし、古賀氏と高倉氏・山崎氏との間には造瓦年代に10年以上の時間的ずれがある。この時間的ずれを解消するには、「白鳳十年に観世音寺東院が発願された、あるいは造営に着手した」と解釈するのが、穏当ではあるまいか。したがって、観世音寺の伽藍が完成した時期は、白鳳十年以後と推測するのも許されるであろう。

8. 観世音寺伽藍が完成するまでの期間

次に観世音寺の伽藍が完成するまでの期間・労働力について考察してみたい。

観世音寺創建時の伽藍配置は、「養老古絵図」によると、「中門（伽藍への入り口）」、「西に金堂」「東に塔」「講堂（伽藍奥）」「歩廊（伽藍の周囲）」と考えられ、この伽藍完成までの期間について『日本書紀』が記す法興寺を例に考察してみたい。

ハ、崇峻元年（588）

蘇我大臣、亦依本願、於飛鳥地、起法興寺

ヒ、崇峻三年

冬十月、入山取寺材

フ、推古元年（593）

春正月壬寅朔丙辰、以佛舍利。置于法興寺刹礎中。丁巳、建刹柱。

ヘ、推古四年（596）

冬十一月、法興寺造竟。則以大臣男善徳臣拜寺司。是日慧慈・慧聰、二僧。始住於法興寺。

ホ、推古十四年

夏四月乙酉朔壬辰、銅繡丈六佛像並造竟。是日也、丈六銅像坐於元興寺金堂。

以上の経緯から、法興寺は崇峻元年に寺地の整備がはじまり、推古元年に仏舎利を納める塔の建設が始まり、推古四年には、僧の居住する僧房が完成していたと考えられる。僧の居住目的は佛への奉仕を円滑に行うためであり、その対象は「仏像を収蔵する金堂」「仏舎利を収蔵する塔」であった。これらが収まる区画を「伽藍」と呼んだと推測される。

なお、講堂は「法会を行う儀式の場であり、伽藍よりも後に設けられたと考えられる。

法興寺創建当時の復元図によれば、「西金堂、東金堂、両金堂の間に塔、入り口に中門」が配置され、伽藍を形成している。講堂はこの伽藍配置外にあることから、伽藍完成後に建設された証左とみることが出来る。したがって、法興寺創建時の伽藍完成は、推古四年であり、造営期間に八年間を要したと考えられる。

観世音寺創建当時の伽藍配置は、「養老古絵図」によると、「中門、西に金堂、東に塔、奥に講堂」である。観世音寺と法興寺の創建当時の伽藍を比較すると、観世音寺は法興寺にみられない「講堂」があり、造営期間は法興寺よりも時間を要したであろうことは想像に難くない。したがって白鳳十年（670）に観世音寺の

造営が始まったとすれば、伽藍の完成は、680年代と推定される。

次に、「朱鳥元年（686）封二百戸」について検討してみたい。

朱鳥元年時点での「戸」に関する規定は、『日本書紀』にみえないので不詳だが、「戸」に関する規定を制定した政権が九州に存在したことがうかがわれる。仮に「戸」の単位について「飛鳥浄御原令」（持統三年六月、施行されたとするが現存していない。）で想定した場合、一戸あたり、4人の丁男（成年男子）と田地で構成されたと推測される。

観世音寺伽藍造営のためには、寺域の整地・木材の伐採・金堂・塔の礎石なる巨石の切り出し、それに伴う運搬・建築従事者等が必要である。加えて寺院の経済的基盤となる田地の耕作や寺院維持のための営繕・清掃活動ならびに僧の生活を支える活動に従事するためには、「封二百戸（4人×200=800人）」規模では、毎年800人を動員しても、造営活動には手が回らないと推測される。したがって、「封二百戸」とは、伽藍完成後の役務と考えられる。

すなわち、観世音寺伽藍の完成は「朱鳥元年」乃至はそれ以前とも考えられる。

8. 観世音寺伽藍完成時期の絞り込み

観世音寺伽藍完成の時期について、『日本書紀』の記事からも検討したい。

(1) 朱鳥元年四月条

壬午、爲饗新羅人等、運川原寺伎樂於筑紫

(2) 朱鳥元年七月条

是月、諸王臣等、爲天皇、造観世音像。則説観世音經於大官大寺

(1)の記事は、新羅人等を饗応するために、川原寺から伎樂の演者を筑紫に招いた記事である。伎樂を演ずる場所は、法会を行う寺院の講堂と考えるのが相応しく、Iの4で高倉氏が指摘したように外国使節を饗応するのが観世音寺の専当するところであるところから、観世音寺で新羅の使節を饗応したと考えられる。

すなわち、観世音寺伽藍内の「講堂」は朱鳥元年あるいはそれ以前に完成していたことがうかがえる。

(2)の「大官大寺」について、『日本古典文學大系』日本書紀下の補注は、「高市大寺」としている。高市大寺は『日本書紀』天武十二年二月条に「戊戌、以小紫美濃王・小錦下紀臣訶多麻呂、拜造高市大寺司。今大官大寺是。」とあり、天武天皇勅願の寺として造営されたようである。

ところが、「史跡大官大寺跡」の発掘結果は、文武朝の大官大寺であることが確認された。また『大安寺資材帳』は天武朝を含む以前の資材が引き継がれているのに対し、文武朝の資材が引き継がれていないとする事実は、和銅四年(711)の火災により大官大寺は全て灰燼に帰しており、大安寺に文武朝の資材が引き継がれなかったことの証左であろう。天武朝大官大寺と文武朝大官大寺が併存したとする説もあるが、今現在も天武朝大官大寺の遺構は確認されていない。

したがって、朱鳥元年七月条が記す大官大寺は高市大寺ではない可能性が高い。

朱鳥元年七月条の記事は、「諸王臣等が天皇のために造立した観世音像の前で観世音經を誦した儀式」であり、この大官大寺とは「観世音像・観世音經」が示唆するように観世音寺である可能性が濃厚である。

(1)と(2)の記事は、相互に関連し観世音寺の伽藍完成を祝福する儀式であり、すなわち、観世音寺伽藍完成が朱鳥元年であることを語っている。(つづく)

『隋書』を徹底して読む

東夷伝高麗條 (中段)

名古屋市 石田敬一

前回に引き続き、『隋書』卷八十一・列傳第四十六・東夷伝高麗條(以下『隋書』高麗伝という。)の中段部について、私なりの読みと解釈を記します。

官有太大兄，次大兄，次小兄，次對盧，次意侯奢，次烏拙，次太大使者，次大使者，次小使

者，次褥奢，次翳屬，次仙人，凡十二等。復有内評、外評、五部褥薩。

官に太大兄，次に大兄，次に小兄，次に對盧，次に意侯奢，次に烏拙，次に太大使者，次に大使者，次に小使者，次に褥奢，次に翳屬，次に仙人，凡そ十二等有り。復た内評、外評、五部褥薩有り。

高麗の官の制度は「十二等」とあります。倭國では、内官がやはり「十二等」とあり、階級数及び等級の単位は高麗と同じであり、倭國の制度は高麗を参考にしているのでしょう。

ちなみに百濟伝では「官有十六品」であり等級が違います。また、新羅伝では「其官有十七等」で等級は同じですが階数が異なります。

人皆皮冠，使人加插鳥羽。貴者冠用紫羅，飾以金銀。服大袖衫，大口褲，素皮帶，黃革履。婦人裙襦加襪。兵器與中國略同。每春秋校獵，王親臨之。

人は皆皮の冠をかぶり、使人は加えて鳥の羽を挿す。貴者は冠に紫羅を用い、金銀を以て飾る。服は大袖の衫、大口の袴、白い皮の帯、黄色い革の履を用い、婦人は裾・襦に縁どりしたものを着る。毎も春や秋に校獵(檻による捕獲)し、王は親ら之に臨む。

長安三年(西暦703年)に遣使であった大臣の朝臣真人は、進徳冠をかぶり、その頂は花のように分かれて四方に垂れ、紫の衣を身に付けて白絹を腰帯にしていたということです。進徳冠には、金飾りが付いていますから、高麗の貴者と遜色ない姿だったと思われます。

人稅布五匹，穀五石。遊人則三年一稅，十人共細布一匹。租戸一石，次七斗，下五斗。反逆者縛之於柱，蒸而斬之，籍沒其家。盜則償十倍。用刑既峻，罕有犯者。

人税は、布五匹、穀五石。遊人は則ち三年に一度の税で、十人共に細布一匹なり。租は戸一石、次が七斗、下が五斗。反逆者は、これを柱に縛り、蒸きて之を斬り、その家の籍を没す。盗みは則ち十倍を償う。刑を用うが既に峻しく罕に犯者あり。

遊人の税は軽くなっています。定期的収入がないことを考慮しているのでしょうか。

樂有五絃、琴、箏、箏、筆、横吹、簫、鼓之屬、吹蘆以和曲。每年初、聚戲於淚水之上、王乘腰輿、列羽儀以觀之。事畢、王以衣服入水、分左右為二部、以水石相濺擲、誼呼馳逐、再三而止。

樂は五絃、琴、箏、筆、横吹、簫、鼓の屬有り、吹蘆を以て曲を和す。毎年初めに淚水の上で聚戲し、王は腰輿に乗り羽儀の旗を列べて之を觀覽する。事が畢れば、王は以て衣服を水に入れる。左右に分かれ二部を為す、水、石を以て相互に濺擲し、誼しく呼びあい馳い払い再三くり返して止む。

高麗の樂は、「五絃、琴、箏、筆、横吹、簫、鼓の屬、あし草の笛」で曲を和すのに対して、倭國の樂は、「五絃、琴、笛」とあり高麗に比べ種類が少なく文化的にはやや乏しいのでしょうか。

俗好蹲踞、潔淨自喜、以趨走為敬、拜則曳一脚、立各反拱、行必搖手。性多詭伏。

俗は蹲踞を好み、潔淨を自ら喜ぶ。趨走して以て恭敬と為す。拜は則ち一脚を曳く。立って各々反拱〔後手〕し、行くとき必ず手を揺らす。性状は詭伏多し。

ここに注目すべき記事があります。

高麗では「行くときに必ず手を揺らす」とされます。これは現代の私たちが別れる際に手を振る習慣と同じようです。

私たちはなぜ別れの際に手を振るのでしょうか。手を振る意味を忘れていますが、これは神道の「魂振り」からきているようです。参拝の時に拍手を打ったり、神主が御幣を振ってお祓いをするのと同じ意味があり、別れる人の無事を祈って魂を清めるために手を振るのです。

神道を通じて高麗の風習が倭國の人々に受け継がれ現代まで習慣として残っていると考えるとたいへん興味深く、倭國と高麗との関連性を感じさせます。また、作法の意味合いを忘れてしまったものの日常の何気ない行動の中に神道が根強く残っていることに驚きがあります。

もう一つ注目すべき記事があります。

「性多詭伏」の記事の意味するところを講談

社学術文庫の『倭国伝』において、この高麗の記事の注釈では「詭伏」を「嘘を言い、隠しごとをすること」とします。つまり、高麗では、「嘘・隠し事」が多いと理解されますが、おかしく思います。神前での敬意を表す姿勢である「蹲踞」を好み、清らかでけがれの無い「潔淨」を喜びとするところや「趨走」「反拱」の恭敬の姿に対して、「嘘・隠し事」の風習は、相容れないように思われます。「蹲踞」は相撲や剣道などで相手と見合う時に相手を敬う作法として現代でも使われているのはよく知られています。

「詭」は「いつわる」という意味もありますが「普通とは違う」という意味があり、「詭伏」は、普通とは違って伏せるということですから、「性多詭伏」は、本心を表に出さず奥ゆかしい性状を指しているのではないのでしょうか。そうであれば、倭人に通ずるように思います。

父子同川而浴、共室而寢。婦人淫奔、俗多遊女。有婚嫁者、取男女相悅、然即為之、男家送猪酒而已、無財聘之禮。或有受財者、人共恥之。

父子は同じ川で水浴し、室を共にし寝る。婦人は淫奔で俗に遊女が多し。婚嫁有りて、男女の相い悦びを取りて然り則ち之をなす。男の家は猪・酒を贈るのみで財贈の礼無し。或いは財を受ける者あれば、人共にこれを恥ず。

講談社学術文庫の『倭国伝』の注釈では「淫奔」を「ふしだらでだれにもなびく」とし、「遊女」は「ふらふらと出歩く女」とあります。これらの注釈を見ながら現代の感覚でこの記事を読むと、高麗は、性関係にみだらで娼婦のような女が多いと理解してしまいそうですが、どうも誤解がありそうです。先の「魂振り」や「蹲踞」、「潔淨」とは、ほど遠いイメージです。

「淫奔」は「ふしだらでだれにもなびく」つまり性関係にだらしない意味のほかに、「多情」の意味もあります。

「淫奔」の記事の直前には「父子は川で一緒に沐浴し、同じ部屋で寝る」と記述され、家族愛が深い状況を示しているように思われ、この記事と、婦人が「ふしだらでだれにもなびく」とは全く対称的な様相を感じます。

「淫奔」は「多情」すなわち「情が深くて感じやすい」という意味として記述されているの

ではないでしょうか。さらにいえば感情が豊で慈悲深いということだと思います。

また、「遊女」を「ふらふらと出歩く女」と解するのにも一面的で違うような気がします。先に人税の記事において「遊人」の語句がありますが、これは遊技の技能を持つ人を指すように思います。遊戯時だけの収入で定期収入がないので税が軽くなっているのでしょうか。したがって、「遊女」は、芸が達者な女の意味ではないでしょうか。神仏の前で技芸を奉納する巫女や舞子・芸妓などをいうのではないかと思います。

次に「敬鬼神多淫祠」とあります。この「鬼神」は卑弥呼の鬼道に通じるところがあるように思われます。また、「淫祠」は、仏教信仰の立場から中国人から見ると、いかがわしい神をまつたやしろ・ほこらですが、高麗の人々にとっては、彼らが崇拝する神ですから、決していかがわしいものではないはずです。

また、「淫」を性的にみだらであることと解釈するとおかしいこととなります。愛知県の田懸神社には男根、大懸神社には女陰の御神体が祀られていますが、こうした原始的な信仰を指すと考えた方が適切でしょう。

これらの高麗の宗教的態度には、民族古来の神観念に基づいた神道の信仰が根底にあるのではないかと思います。

前回の例会報告

■ 欠史八代の天皇家を継いだ蘇我氏

一宮市 竹嶋正雄

欠史八代の天皇家を継いだ蘇我氏葛城氏から出た蘇我氏は葛城円大臣が失脚した後、財の蓄積を果たした蘇我稲目宿禰が近畿政権で発言力を高め、子の馬子宿禰は法皇・法王と称して蘇我朝を建てた。蝦夷、入鹿に至っては、本居地の葛城に祖廟を建てるなど、天皇家知識を強くした。つまり、蘇我氏は祖先の葛城王朝である欠史八代の天皇家を意識し、その継承者である事を宣言していたと考える。

■ 中国史料による日本古代史（新訂版）

瀬戸市 林 伸禧

煬帝が武賁郎將陳稜らを琉求に派遣した時期について、列伝では大業4年とされるが、正しくは帝紀及び陳稜伝の記事から大業6年のことである。なお、これについて講談社学術文庫の琉求国の注釈書には何も記述されていない。

■ 「観世音寺」創建をめぐる

安城市 山田 裕

観世音寺の発願は、齊明天皇の追福の目的で天智天皇在位期間に行われたことから、670年前後であり、その伽藍の完成時期は、観世音寺鐘と兄弟鐘といわれる京都妙心寺鐘の鑄造時期が文武二年（698）頃とされるため、8世紀初頭と考える。

例会の予定

■ 今月の例会

(1) 日時 4月17日(日) 13:30~17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円 (会員は不要)

(4) 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場 市政資料館：12台+α収容(無料)

■ 来月以降の例会日

5月15日(日)、6月19日(日)

■ 次の会報誌189号（4月号）への投稿締め切りは、4月28日(木)です。

投稿先：furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

遠方で例会に参加できない方のために 会報誌会員の募集

1 特典

例会資料・会報誌「東海の古代」・論集「古代への碑」・友好団体の会報誌の送付、例会参加無料

2 年会費 5,000円(送料込み)

3 振込先

- ・金融機関：ゆうちょ銀行
- ・名称：古田史学の会・東海
- ・店番：218 店名：二一八
- ・口座：普通 12993951

4 問い合わせ

- ・メール furuta_tokai@yahoo.co.jp
- ・電話&FAX 0561-82-2140

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。